

1 改正の趣旨

産科医療補償制度の見直しに伴う健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の加算分を除く本来支給分の改定をするもの

2 主な改正内容

被保険者が出産したとき、出産育児一時金の本来支給分として40.4万円を支給することとしているが、産科医療補償制度に加入する分娩機関等において出産した場合、産科医療補償制度の掛金分の費用（1.6万円）を加算し、42万円を支給している。

産科医療補償制度の見直しにより、令和4年1月1日より当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられることになったため、出産育児一時金の本来支給分の支給額を増額することで、総額を維持するための必要な改正を行う。

なお、掛金分の費用である加算額の減額については、北本市国民健康保険に関する規則の一部改正により対応する。

	出産育児一時金 ※本来支給分 (A)	加算額 (掛金分) (B)	出産育児一時金 (総額) (A) + (B)
現 行	40.4 万円	1.6 万円	42 万円
改正後	40.8 万円	1.2 万円	42 万円
対 応	国民健康保険条例の一部改正	国民健康保険に関する規則の一部改正	総額を維持

3 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
上尾市	9月議会で改正済み	北本市と同様の改正
桶川市	12月議会で改正予定	北本市と同様の改正

4 施行期日

施行日 令和4年1月1日
(施行日以後出産した被保険者に係る出産育児一時金から適用)

5 産科医療補償制度とは (参考)

医療機関が加入する制度で、医療機関が掛金を負担することで、分娩時に重度の脳性まひを発症した場合に補償金が支払われる民間の制度

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表 (下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

北本市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表 (下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金の加算) 第28条の4 条例第6条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>16,000円</u>を加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金の加算) 第28条の4 条例第6条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>12,000円</u>を加算するものとする。</p>